

## 教 育 民 生 委 員 協 議 会 記 録

開 会 年 月 日	平成 26 年 2 月 14 日
開 会 時 刻	午前 10 時 37 分
閉 会 時 刻	午後 0 時 07 分
出 席 委 員 名	◎中山裕司    ○世古明    楠木宏彦    鈴木豊司
	吉井詩子    岡田善行    福井輝夫    藤原清史
	西山則夫
	世古口新吾    議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	なし
担 当 書 記	中川浩良
協 議 案 件	1 伊勢市就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針（案）について
	2 おばたグループホームの事業の見直しについて
	3 伊勢市内の地域包括支援センターの運営法人への委託について（報告案件）
	4 請願の処理の経過及び結果について（こども医療費の助成対象拡大について）（報告案件）
	5 伊勢市休日・夜間応急診療所 小児科診療について（報告案件）
	6 伊勢市障害者保健福祉計画について（報告案件）
	7 指定ごみ袋の価格変更について（報告案件）
	8 倉田山公園野球場リニューアルについて（報告案件）
	9 救急ワークステーションの試行運用について（報告案件）
	10 臨時福祉給付金について（報告案件）
	11 子育て世帯臨時特例給付金について（報告案件）
	12 二見生涯学習センターの使用料について（報告案件）
説 明 員	健康福祉部長    健康福祉部次長    こども課長    長寿課長
	医療保険課長    健康課長    障がい福祉課長    生活支援課長
	教育長    教育部長    教育総務課長    生涯学習・スポーツ課長
	学校教育課副参事    生涯学習・スポーツ課副参事    環境生活部長
	清掃課長    環境課長    消防長    消防次長    消防総務課長 ほか関係参与

## 協議結果並びに経過

教育民生委員会終了後、中山委員長協議会を開会し、「伊勢市就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針（案）について」及び「おばたグループホームの事業の見直しについて」の2件を協議し、また、「伊勢市内の地域包括支援センターの運営法人への委託について」、「請願の処理の経過及び結果について（こども医療費の情勢対象拡大について）」、「伊勢市休日・夜間応急診療所 小児科診療について」、「伊勢市障害者保健福祉計画について」、「指定ごみ袋の価格変更について」、「倉田山公園野球場リニューアルについて」、「救急ワークステーションの試行運用について」、「臨時福祉給付金について」、「子育て世帯臨時特例給付金について」及び「二見生涯学習センターの使用料について」の10件の報告がありましたが、その概要については次のとおりでした。

開会 午前10時37分

### ◎中山裕司委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員であります。

会議は成立をいたしております。

本日、御協議願います案件は、「伊勢市就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針（案）について」ほか11件であります。

案件名及び御協議いただく順番につきましては、御手元に配付の一覧のとおりであります。

これより会議に入ります。会議の進行につきましては、委員長に御一任願いたいと思えますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出があれば、随時行いたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

## **【伊勢市就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針（案）について】**

### ◎中山裕司委員長

それでは、「伊勢市就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針（案）について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

教育長。

●宮崎教育長

本日は、教育民生委員会に引き続き協議会をお開きいただきましてありがとうございます。

御協議いただきます案件は、「伊勢市就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針（案）について」ほか11件でございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課より御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

こども課長。

●古布こども課長

それでは、「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針」につきまして、御説明申し上げます。

これは、国の「子ども・子育てに係る制度改革」の動向を踏まえて、平成22年に凍結いたしました従前の整備方針について、国の新制度の内容も明らかになりましたので、見直しを行ったものでございます。

恐れ入りますが、資料1の1ページの「目次」をごらんください。

この整備方針は、策定の経緯、方針の趣旨等を記載した「はじめに」と、「就学前の子どもの教育・保育に関する現状と課題」、そして「就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針」の3つの柱で構成しております。

2ページをごらんください。

「はじめに」では、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始されるといった国の動向、また本市においては、平成19年8月策定の「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針」、平成21年2月策定の「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」に基づき、平成21年度から25年度までの間に公立施設の整備に取り組むこととしておりましたが、国の幼稚園・保育所に関する整備改革の検討が始まったことから、これらを当面凍結し、新たな制度を踏まえた方針として定めることとしたこと、そして策定に当たっては、有識者、幼稚園・保育所関係者、保護者等で構成する「就学前の子どもの教育・保育に関する検討委員会」から提言をいただいたことなど、前段には、これまでの経緯を記載し、また後段では、子育てや子供の育ちの環境変化に伴い幼稚園や保育所の役割が一層重要となっている中で、就学前の子供の教育・保育環境の整備に取り組むこととしております。

3ページのほうをごらんください。

「就学前の子どもの教育・保育に関する現状と課題」の、1番「社会の変化と子どもの教育・保育に関する環境」につきましては、核家族や地域コミュニティの希薄化など、家庭や地域での子育てが困難となり、幼稚園や保育所などが担う役割が重要となっていること、そしてワークライフバランスの実現とともに、全ての子供への良質な成育環境を補償するために、幼児期における教育と保育の総合的な提供が求められているとしております。

そうした中で、幼稚園、保育所は、教育・保育の内容をより一層充実させ、就学前教育

から小学校教育へスムーズに移行できる体制づくりの確立が重要であるとしております。

2番の「幼稚園・保育所の現状と課題」につきましては、公立施設の老朽化が進行しており、今後大規模改修繕や改築が必要となること、また、施設の選択の幅が狭い地域もあり、幼稚園・保育所の効率的な運営を検討しつつ、認定こども園の開設も含め保護者ニーズに応えられるような施設の配置に努める必要があること、また子供の育ちの面からも一定の規模を維持することに努めなければならないとしております。入園状況につきましては、幼稚園・保育所の合計園児数は過去5年間で大きな変動はございませんが、幼稚園は園児数が総定員を下回る状況にあり、保育所については地域によって園児数のばらつきがあること、また小俣地域では人口が増加し、今後しばらくは園児数の増加が見込まれるとしています。

4ページをごらんください。

こうした中で、私立保育所の新規開設に伴い、全体に占める私立保育所園児数の割合が増加しており、また私立幼稚園の認定こども園化が進んでおります。

先ほど、説明いたしました平成21年策定の「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」では、将来的な公立施設数を幼稚園は3園程度、保育所は7園程度とし、地域や民間施設の状況を勘案した上で、公立施設の定員の見直し、施設の廃止・統合・民間への移譲等を検討し、公立施設のスリム化を目指すとしておりました。

従前の計画策定後、私立保育所の創設、私立幼稚園の認定こども園化、公立の認定こども園の設置など、状況も変化してまいりましたので、現状の施設の設置状況、今後の園児数の減少を見込んだ上で、「子ども・子育て支援新制度」に沿った施設の設置を再検討していくことが必要としております。

5ページから6ページにかけては、既存の公立及び私立の幼稚園、保育所の園児数等入園状況、公立施設の建築年等を記載しておりますので、後ほど御高覧賜りたいと存じます。

続きまして、7ページをごらんください。

3番「就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針」は5つでございます。

まず、1番「すべての就学前の子どもに対応する教育・保育」では、就学前の子どもの教育・保育の質の充実及び特別支援教育の充実を図ることとしております。

「①就学前の子どもの教育・保育の質の充実」といたしましては、質の充実に向けた喫緊の課題について教育、保育の双方の観点から協議する場として、平成19年度に設置した「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育連絡協議会」を継続して実施し、また、各幼稚園・保育所等が地域における就学前の子どもの育ちを支える中心的な役割を担い、地域の特色を生かした教育・保育の質をより一層充実させることとしております。

「②特別支援教育の充実」といたしましては、発達障害を含む障害をもつ子供たちが、就学前の教育・保育施設において、教育的ニーズ、保育的ニーズに応じた支援を受けることができるような体制を整備するとともに、職員の資質向上を図り、子供たちの支援に結びつけること、また、適切な支援が行えるよう各施設に対して専門家による指導・助言を受けられる機会を設けるとともに、介助員等の人的配置の充実、合わせて子供の育ちや将来的な見通しについて保護者とともに考えていくための個別の教育支援計画やパーソナルカルテなどの作成も進めていくこととします。

また、私立幼稚園・保育所に対しても、研修会等の周知、個別の教育支援教育やパーソナルカルテの作成等について引き続き周知を図るとともに、専門家による指導・助言を受ける機会の充実、関係機関との連携や支援に向けたアドバイスができるような相談体制の整備を進めてまいります。

次に、2番の「発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育」につきましては、4点お示ししました。

「①保幼小の連携」といたしましては、小学校へのスムーズな就学に向けて、職員同士の交流や学校教育と就学前教育の相互理解、情報共有を進め、連携を強化することとしております。

「②3歳児からの幼児教育」につきましては、3歳からは他者との関係性を学び社会性を育むのに適した時期であり、親への全面的な依存の状態から自立に向かい始める時期であることから、全ての幼稚園で3年保育の実施が望まれ、また、「子ども・子育て支援新制度」にのっとり、公立の幼保連携型認定こども園におきましては3年保育を実施することといたします。

8ページをごらんください。

「③保育開始月齢の統一」につきましては、早期からの入所ニーズに対応するために、公立保育所の保育開始月齢を生後3カ月経過後に統一してまいります。

「④社会性等を育てる集団の人数」でございますが、幼稚園につきましては、4歳児と5歳児で構成する集団の最低人数は、従来と同様、15人が適当と考え、教育の質を確保してまいります。

次に、3番「子育て支援の充実と家庭・地域との連携」のうち、「①子育て支援の充実」につきましては、現在市内に5箇所ある子育て支援センターについて、地域バランスも考慮して、新たな設置も含めた充実を図るとともに、さまざまな子育て支援事業の実施を推進し、民間による子育て支援事業との連携を図ることといたします。

「②家庭・地域との連携」につきましては、就学前の子供の教育・保育施設では、地域の人材を活用したり、子供の体験活動の場を地域に求めるなど、地域社会と協同した教育・保育を展開することといたします。

次に4「認定こども園」につきましては、既設の認定こども園の状況を十分検証しながら、公立・私立、幼稚園・保育所等、市内全体の教育・保育施設の適正配置を考慮しつつ、地域の状況に応じて施設の認定こども園化も検討することといたします。

続きまして、9ページをお願いします。

5「公立施設のあり方」につきましては、公の役割を明確にして、施設の整備・整理を行おうとするものでございまして、5点お示ししました。

「①保・幼・小・中の連携を含む実践研究等の中核的な役割」、「②の特別支援教育の中心的役割」、また延長・休日保育や一時保育など「③多様な保育ニーズへの対応」を、公の役割として行政が担うことといたします。

「④公立施設の整備・整理方針」につきましては、前回の整備方針を踏襲し、「民間にできることは民間に」を基本に公立施設の整理統合を行うことといたします。整理統合に当たっては、人口分布、保育ニーズ、施設の態様、民間施設を含めた既存施設の配置状況等を勘案した上で、多様な保育サービスを提供する施設として整備することを基本に、市

全体の適正配置を図ることといたします。既存施設のうち、子育て支援センターの併設や多機能化に対応できる施設を各地域における拠点として整備し、その他については統合や民間移譲等により整理いたします。なお、教育の質を確保するという観点から、先ほど申し上げました集団の最低人数を下回った幼稚園については整理することといたします。

「⑤施設の整備」につきましては、老朽化に伴う改修、津波等防災の観点も踏まえて、私立との共存、子育て支援等の充実を総合的に捉えて計画的に整備するとしております。

整備方針案の説明につきましては、以上でございます。

なお、今後の予定でございますが、この後、保護者や地域での説明・懇談を経て、施設整備計画の素案を策定し、議会にお示しした後、年内にパブリックコメントを経て、平成26年度中に確定してまいりたいと考えております。

御協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

はい、福井委員。

○福井輝夫委員

ちょっとお聞きします。

6ページの各公立施設の建築年度等ということで、耐用年限が書いてございますが、大世古保育所平成27年、高城保育園平成23年と高城についてはもう年限も過ぎておるという状態ですけれども、これについては、今、市としてはどう考えておるのか、ちょっとお聞かせください。

◎中山裕司委員長

課長。

●古布こども課長

補助金のほうのですね、耐用年数の部分で、過ぎている部分はあるんですけども、施設のですね、修繕できるところは修繕をしながら、安全な保育ができるように考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい。

○福井輝夫委員

今、修繕しながらということですが、少しの修繕で済むものなのか。その辺は先ほど、これからいろいろ平成26年度にいろんな意見も各場所で聞きながら、まとめていくというふうなことやったんですが、具体的にはこれから本格的に移るもんだと思うんですが。例

えば、この高城保育園なんか平成23年ということ過ぎておるといことと、それから先ほどの、小中学校適正規模化の中で高城保育園の保護者、13名にもいろいろ説明会が行われております。8月27日に、そのときに、このことについて何か御意見はございませんでしたのでしょうか。

◎中山裕司委員長

はい。

●伊豆教育総務課副参事

高城保育園での説明会につきましては、小学校の統合についての御意見っていうふうな形でお返しはありました。そういう意味で、小学校統合については、高城保育園の保護者については、どちらかといえば賛成ということで、保育園のそのものの議論については、あんまり意見として出ておりませんでした。

◎中山裕司委員長

はい。

○福井輝夫委員

わかりました。

私のほうの情報では、保育園も高城はあそこの場所、非常に怖いところであるというようなことで、保育園の統合、そういう面について、今後、期待したいというようなことも聞いております。

そういうような観点から、五峰もこれ平成30年ということ、もうあとわずかな期間になってきておりますので、保育園の統合というか、一応移動するというか、そういう部分も念頭に入れながら、検討していただきたいなと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

◎中山裕司委員長

健康福祉部長。

●山本健康福祉部長

ただいまの福井委員の御質問でございますけども、今後作成いたします施設整備計画、こちらのほうにですね、耐用年数等も踏まえながらですね、計画を策定してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

◎中山裕司委員長

他にございませんか。

はい、鈴木委員。

○鈴木豊司委員

7 ページにですね、幼稚園の3年保育のこと、記載があるんですが、現在どこが3年保育をされておるのか、5 ページの表でちょっと教えていただきたいと思うんですが。

◎中山裕司委員長

総務課長。

●辻教育総務課長

はい、現在、公立幼稚園におきましては、小俣幼稚園、明野幼稚園が3年保育を実施しております。

私立のほうの幼稚園におきましては、もう全て3年保育を実施されているところでございます。

以上です。

◎中山裕司委員長

はい、鈴木委員。

○鈴木委員

今度、制度改正で、幼稚園における3年保育というのが義務づけられたというふうに私理解をさせてもらっておるんですけども、その辺はどうも間違いなんではないかな。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●辻教育総務課長

はい、今度の制度改正といわれますと「子ども・子育て支援新制度」ということでございましたか。はい。

そちらの中では、一応3歳児以上の子供さんに関しては、今の幼稚園に当たる部分、標準的教育時間ということでの認定を受けていただきます。

それに関しては、3歳以上が第1号認定というふうなくくりになっておりますので、鈴木委員が言われたように義務づけということになるのか、ちょっと定かではございませんけれども、1号認定という部類で施設のほうから認定申請が上がってまいりますので、そのように、申請されれば、そのように、また認定もさせていただくような流れになっております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい、鈴木委員。

○鈴木委員

ありがとうございます。

次にですね、9ページなんですけど、前段の部分で、小学校へのスムーズな就学に向けて、幼・保・小が連携するのはわかるんですけども、このここに書いてあります幼児教育の中で、中学校の役割といますか、位置づけといますか、その辺はどのように理解をさせていただいたらよろしいのでしょうか。

◎中山裕司委員長

はい。副参事。

●加藤学校教育課副参事

ただいまの御質問でございますが、現在、なかなか直接保育所、幼稚園と中学校の連携というところでは直接は少ないのでございますけれども、キャリア教育などの面から幼稚園、保育所での中学生の職場体験が行われております。

この中で、中学生が職業についての認識を高めていくというのはありますが、中学生のお兄さん、お姉さんに遊んでいただいたりすることによって、幼児のほうも大変喜んでおるといような、実態を聞いておりますので、そういった少ない点ではございますが、そういったところで、幼稚園、保育所と中学校の連携がなされておるところでございます。

◎中山裕司委員長

はい。ほかに御発言はございませんか。

御発言もないようでございますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【おばたグループホームの事業の見直しについて】

◎中山裕司委員長

次に、「おばたグループホームの事業の見直しについて」の御説明を願います。

はい、長寿課長。

●吉崎長寿課長

伊勢市認知症対応型共同生活介護事業、おばたグループホームの事業の見直しについて、御説明申し上げます。

資料2を御高覧ください。

1 おばたグループホーム建設の経緯でございます。おばたグループホームは、小俣町が平成11年3月に作成した「シルバーハウジングプロジェクト」において計画されたものであります。

シルバーハウジングプロジェクトは、町営住宅の老朽化、入居者の高齢化などさまざまな問題を抱える町営住宅について、問題点を解消する上で、高齢者が安心して暮らせる生活環境の基盤整備を目的にバリアフリーを初め、生活援助員による必要なサービスの提供などを計画に盛り込んだものです。当時12年度から始まる介護保険制度の施行に向け度会

一部介護保険事務組合を設立するなど、基盤整備に努めていたところであり、近隣の状況から見て介護保険法施行後、サービスにおいて提供不足が見込まれる認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)を1ユニット9名を設置することが、計画に盛り込まれ建設され、平成14年2月1日から事業を開始しました。

「2 おばたグループホームの施設概要」でございます。施設開設は、平成14年2月1日です。敷地面積等については、敷地面積4,095.623平方メートル、建築延面積354.69平方メートル、木造平屋建て、1ユニット9名の施設でございます。

(5) 実施主体は、伊勢市でございます。

(6) 運営内容は、わたらい老人福祉施設組合へ業務委託を行っております。

裏面をお願いいたします。

「4 おばたグループホームの業務内容」でございます。介護保険に基づく認知症の方の入居施設として、生活支援を行っております。住居及び食事の提供、生活指導を行うとともに緊急時の対応、食事、入浴及び排せつ等の援助、個別援助計画を作成し、安心した生活が送れるように援助を行っております。

「3 24年度決算状況」でございます。決算状況といたしまして、平成24年度決算であります。収入4,080万526円、減価償却費を含んだ支出4,139万706円となっており、三角の59万180円の結果となっております。

次に、「4 見直しの理由」でございます。おばたグループホームは、旧小俣町での「シルバーハウジングプロジェクト事業計画」により設置され、当初は介護報酬のみで運営することができる民間の参入が難しく、経費面からもサービス提供に不安があることから直営とし、隣接するわたらい老人福祉施設組合に業務委託してまいりました。

しかし、近年では介護保険の充実から、量的にも民間での整備が進んでおり、民間施設によるきめ細やかな運営が行われている状況であり、公的施設として運営を継続する理由が希薄となってきております。

また、近年におけるおばたグループホームの運営状況も、平成18年度より経常損益で損失を計上しており、経営状況においても厳しい状況が続いている状況であります。

平成23年度より委託先であるわたらい老人福祉施設組合から施設運営に対し、人的対応に厳しい状況から、辞退したい旨の申し入れがあったことから、事業を終了したい。

「5 廃止の時期」でございますが、現入居者の移転終了後としております。

「6 廃止後の施設利用方法」についてでございますが、介護保険の施設と比べ、障害者支援の施設が不足していることから、建物等について、民営での障害者共同生活支援施設としての転換を検討してまいりたいと考えております。

以上、伊勢市認知症対応型共同生活介護事業、おばたグループホームの事業の見直しについて説明させていただきました。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎中山裕司委員長

はい、どうも。ただいまの説明に対しまして、御発言ございませんか。

はい、ないようでございますので、本件につきましては、この程度で終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

### 【伊勢市内の地域包括支援センターの運営法人への委託について】

◎中山裕司委員長

続いて、報告案件に入ります。

初めに、「伊勢市内の地域包括支援センターの運営法人への委託について」の報告を願います。

長寿課長。

●吉崎長寿課長

「伊勢市内の地域包括支援センターの運営法人への委託について」御報告させていただきます。

平成25年8月20日開催の教育民生委員協議会において協議をお願いいたしました、伊勢市内の地域包括支援センターの運営法人への委託について、選考結果を報告させていただきます。

資料3を御高覧ください。地域包括支援センターの設置のこれまでの経緯でございます。2といたしまして、伊勢市内の地域包括支援センター運営法人の公募の経緯でございます。地域包括支援センターは、現在直営1カ所、委託3カ所の計4カ所で業務を行っていますが、平成26年3月31日に前回の委託契約締結期間が満了いたします。

今回、地域包括支援業務のさらなる充実と、高齢者生活を支える地域ケア体制の実現に向けた基盤整備を進めるために、地域資源を活用し、民間事業者の福祉に対する量的、質的な対応を生かした事業展開を図ることを目的に、直営圏域を含めた市内全域を対象として、市内4カ所の地域包括支援センターの全部委託を行うものであります。

(1)周知・公募の方法についてでございます。実施いたしました、周知・公募の方法は、伊勢市ホームページに応募書類等の掲載を、平成25年10月21日から平成25年11月21日の期間掲載、広報いせにおいては、11月1日号に募集記事を掲載いたしました。また、市内の在宅介護支援センターと在宅介護支援業務を行った経験のある法人へ、募集案内の送付をいたしました。

(2)募集圏域としては、資料の範囲といたしました。

裏面を、お願いいたします。

(3)応募期間は、平成25年10月21日から平成25年11月20日といたしました。

(4)応募法人は、3法人でありました、圏域1・市中部、社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会、圏域2・市西部、社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会、圏域3・市東部、社会福祉法人洗心福祉会、圏域4・市南部、社会福祉法人伊勢医心会の応募となりました。

「3 選考結果について」報告いたします。(1)選考委員会を開催いたしました。「伊勢市地域包括支援センター指定基準要領」に基づき、平成25年10月7日、第1回の選考委員会を開催いたしました。介護保険推進協議会会長、副会長、委員2名、行政関係1名の5名を選考委員に委嘱・任命し、委託内容の説明、審査内容の検討を行いました。

平成25年11月29日、第2回選考委員会を開催し、応募法人によるプロポーザルを行い、審査を実施いたしました。

(2)受託候補法人の選考結果でございます。圏域1・市中部、社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会、圏域2・市西部、社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会、圏域3・市東部、社会福祉法人洗心福祉会、圏域4・市南部、社会福祉法人伊勢医心会が受託候補法人に内定いたしました。

(3)委託業務内容は、介護保険法に基づく包括支援業務、指定介護予防支援業務、その他の業務を行っていただきます。

(4)委託予定期間であります。平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年といたします。

(5)名称であります。今回直営を新たに委託することから圏域1から4に名称を、圏域1・市中部、伊勢市中部地域包括支援センター、圏域2・市西部、伊勢市西地域包括支援センター、圏域3・市東部、伊勢市東地域包括支援センター、圏域4・市南部、伊勢市南地域包括支援センターといたします。

3ページに添付資料として、地域包括支援センター担当圏域一覧、受託候補法人、名称及び担当圏域、高齢者人口、要支援認定者数を記載しております。

4ページの資料には、担当圏域地区詳細を記載しております。

5ページ、最後の資料は、選考委員会を開催時の審査項目及び審査の視点について審査をいただきました評価表であります。

伊勢市内地域包括支援センターの運営法人への委託についての説明とさせていただきます。

今後、契約締結をさせていただく予定といたしております。

以上の内容でございます。よろしくごお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

ただいまの報告につきましては、報告案件でございますので、本件についてはこの程度で終わらせていただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございますか。はい。

### 【請願の処理の経過及び結果について】

◎中山裕司委員長

次に、「請願の処理の経過及び結果について」、こども医療費の助成対象拡大についての報告を願いたいと思います。

医療保険課長。

●筒井医療保険課長

本日、御報告申し上げますのは、先の12月市議会定例会において採択されました「平成25年請願第10号 中学校卒業までの医療費の無料化を求める請願」の処理経過及び結果についてでございます。

請願第10号は、12月19日開会の教育民生委員会において採択すべしと決定され、執行機関へ送付の上、その処理の経過及び結果の報告を求めることとされました。その後、24

日開議の本会議において採択された後、平成26年1月16日付けで市議会会議規則第134条の規定に基づき市長宛に送付され、その処理経過及び結果の報告を求められております。

このことにつきましては、一昨日、議長宛てに文書で御報告申し上げたところでございますが、本日は教育民生委員会の皆様に御報告を申し上げますので、御手元の資料4を御高覧いただきたいと思います。

係る請願は、こども医療費助成の対象を、入院の場合と同様に、通院の場合も中学校卒業まで拡充することを求める請願でございます。

こども医療費助成につきましては、県の補助制度に基づき実施しているものでございまして、平成24年9月に県が補助の対象をそれまでの入院・通院とも就学前までから小学校卒業までに拡大されたことに伴い、伊勢市では、これに加えて入院については中学校卒業までに対象を拡大して実施してまいりました。

全国的な状況と同様、当市におきましても少子高齢化が進む中、鈴木市政が目指します「子どもの笑顔があふれ」、「幸せに年齢を重ねられる」、やさしさがあふれる笑子幸齢化のまちづくりにおける少子化対策の一環として、子育て世代への支援の充実が必要と考えまして、さらなる制度の拡充に向けて、県下他市町の状況や財政面への影響等、種々、検討を続けてまいりましたが、このたび、先の12月市議会定例会において本請願を採択されました議会の意思を重く受け止め、本年9月から入院・通院とも助成対象を中学校卒業までに拡大すべく、来る市議会3月定例会に関係条例の改正案及び対象拡大分を含む当初予算案を提出することといたしております。

報告は以上でございます。よろしく御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

#### ◎中山裕司委員長

どうも、ただいまの報告につきましては、報告案件でございますので、本件についてはこの程度で終わりたいと思っておりますが、何か御発言ございますか。

はい、ないようでございますので、終わりたいと思っております。

#### 【伊勢市休日・夜間応急診療所 小児科診療について】

#### ◎中山裕司委員長

次に、「伊勢市休日・夜間応急診療所小児科診療について」の報告を願います。

はい、健康課長。

#### ●岩佐健康課長

それでは、「休日・夜間応急診療所 小児科診療」につきまして御説明申し上げます。

資料5をごらんください。休日・夜間応急診療所は、昭和63年に現在の福祉健康センターに移転後、平成15年1月に平日夜間の診療を開始、平成17年7月からは、夜間は医師1人体制でありましたところを、日・祝日の夜間については内科と小児科の医師2人体制に変更し、下記の診療体制の表のとおり、平日の夜以外は、医師2人体制での診療となっております。

平成24年度の診療実績につきましては、内科5,670人、小児科4,581人、合計で1万251人の受診となっております。25年度につきましては、12月末で内科3,620人、小児科3,146

人、合計で6,766人となっております。

小児科の診療体制についてでございますが、平成24年度末で休日・夜間応急診療所に出務していただいております小児科医師が、高齢や転勤により3名減少となり、医師会の小児科医師の負担が大きい状況となっております。

平成25年度につきましては、医師会の小児科医師の御協力と新たに病院勤務医の小児科医師3名にお願いし、御協力をいただき、現在の診療体制を維持しております。

しかしながら、平成26年度の診療におきましては、1名の勤務医の先生が転勤により7月からの御協力をいただけなくなりました。今後も、県のみえ医師バンクや医師紹介を行う業者への依頼等、医師募集を続け、医師確保の努力を続けてまいります。日曜日昼間の小児科診療において、毎月第2・第3・第5日曜日の計28日間、臨時的に小児科診療が休診となる状況となっております。

医師会の先生方とも検討を重ねまして、日曜日の午前中については、市内の1箇所の小児科開業医が診療をしていただいていること、午後からの発熱等軽症な場合については、夜間の診療を受診していただけることから、医師会の小児科医師に、日曜日の夜間及び祝日、年末年始の昼間と夜間を中心に診療の御協力をいただき、日曜日昼間の診療を臨時的に休診とすることとしたものでございます。

市民の方への周知につきましては、広報4月1号を初め、幼稚園・保育園・小中学校を通じ周知文書を配布、ちらしの配布やポスター掲示等、さまざまな機会を活用し周知に努めていきたいと考えております。

以上で、休日・夜間応急診療所 小児科診療体制についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎中山裕司委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの報告につきましては報告案件でございますので、本件については、この程度で終わりたいと思いますが、御発言よろしゅうございますか。

はい、それではこの程度で終わります。

### 【伊勢市障害者保健福祉計画について】

◎中山裕司委員長

次に、「伊勢市障害者保健福祉計画について」の御報告をお願いします。

障がい福祉課長。

●中村障がい福祉課長

それでは、「伊勢市障害者保健福祉計画について」御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、初めに字句の訂正をお願いいたします。裏面6番、今後の予定、平成25年度のところで、「計策策定」となっておりますのは、「計画策定」の誤りでございますので、訂正をよろしくお願いいたします。申しわけございませんでした。

まず、1番を御高覧ください。障害者保健福祉計画につきましては、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」の2つの計画からなり、

「障害者計画」は障害者の福祉・教育・保健・医療・雇用など関連分野にわたる施策を総合的に推進するための計画でございます。また、「障害福祉計画」は伊勢市における障害福祉サービスの需要量と提供体制を確保するための計画であり、この2つの計画を一体として策定させていただこうとするものでございます。

2番の策定の根拠法令といたしましては、「障害者計画」が障害者基本法第11条第3項「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない」という条項に基づくものでございます。

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めるものとする」という条項に基づいて策定をするものでございます。

3番のこれまでの経過につきましては、平成21年3月に平成21年度から平成29年度までの障害者保健福祉計画を策定し、その後「障害福祉計画」の部分は3年ごとに見直しを行うため、平成24年度から26年度までの3年間の計画を策定いたしました。次回、平成27年度からの3年間の計画の見直しを行うにあたり、障害者基本法改正、障害者総合支援法の施行など、障害者の制度が大きく変化する中で、基本計画であります「障害者計画」につきましても予定では平成29年度までの計画でございますが、「障害福祉計画」と同時に見直しを行うこととさせていただくものでございます。

4番の計画期間は、「障害者計画」が平成27年度から32年度、「障害福祉計画（第4期）」が平成27年度から29年度までとなっております。

裏面を御高覧ください。

5番の計画策定の体制等につきましては、計画策定にあたりましては、身体・知的・精神の障害者団体、福祉・医療の関係者、学識経験者などで構成していただきます「伊勢市障害者計画策定懇話会」を設置するとともに、伊勢市地域自立支援協議会からも御意見をいただき、計画に反映させてまいります。

6番の今後の予定といたしましては、平成25年度中に計画策定懇話会を設置し、平成26年度にアンケート調査、現計画の進捗状況の整理・分析、パブリックコメントを実施し、3月に計画の策定を予定しております。

以上が伊勢市障害者保健福祉計画についての概要でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

ただいまの報告につきましては、報告案件でございますので、本件についてはこの程度で終わっておきたいと思いますが、特別何か御発言ございますか。

ありませんか。

はい、それでは、本件についてはこの程度で終わっておきます。

#### 【臨時福祉給付金について】

◎中山裕司委員長

次に、「臨時福祉給付金について」の報告を願います。  
生活支援課長。

●杉坂生活支援課長

それでは、御手元の資料10に基づきまして、「臨時福祉給付金について」御説明を申し上げます。

まず、「1 目的及び趣旨」でございますが、消費税率が平成26年4月から8%に引き上げられますことから、低所得者に与える負担の影響に鑑み、適切な配慮を行なうため、暫定的・臨時的な措置として、総額約3,000億円の給付措置が行われることとなりました。

これは、「消費税及び地方消費税率の引き上げとそれに伴う対応」につきまして平成25年10月1日閣議決定がされましたことを受け、実施するものでございます。

2の「実施主体」は、伊勢市が行いまして、3の「基準日」は、平成26年1月1日としております。

4の「支給対象者」は、①から③までの条件をみたす者で、①基準日において、各市町村の住民基本台帳に記録されている者、②平成26年度分の市町村民税の均等割が課税されていない者、市町村民税の均等割が課税されている者の扶養親族等を除く者となっております。なお、給付対象者に該当するか否かは、平成26年度分の市町村民税の均等割、賦課期日は平成26年1月1日でございますが、この課税状況により判断することとなっております。③の生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者、これにつきましても、生活保護の被保護者につきましては、平成26年4月に消費税による負担増の影響分を織り込んで、生活扶助の基準改定を想定しておりますので対象外としております。

5の「給付額」につきましては、対象者1人につき1万円で、1回限りとなっております。

6の「加算措置」でございますが、平成26年4月からの消費税率引上げに加え、平成26年4月の年金の特例水準解消等、基礎年金の平均受給額が概ね5,000円減少すると見込まれることを考慮しまして、高齢基礎年金の受給者等につきましては、1人につき5,000円が加算されることとなります。具体的な加算措置対象者の主なものは、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児童福祉手当、福祉手当措置分のそれぞれの受給者となっております。裏面を見ていただきたいと存じます。

7番の「支給時期」でございますが、給付申請の受付開始日につきましては、市町村において決定することとしておりまして、平成26年度分の市町村民税に係る所得情報の把握など、給付を開始する体制が整い次第、可能な限り早い時期に開始をさせていただきたいと存じます。

給付申請期限は、受付開始から3カ月を基本としていますが、この期限で対応しがたい場合には、最大6カ月の範囲内とすることができることとなっております。

8の「財源」としましては、市が実施する給付事業の実施に要する経費、事務費も含まれますが、国の補助金10分の10が交付されます。

9の「事業規模」としましては、現在の推計でございますが給付対象者数2万4,326人、給付額・加算額を含みますが事業費3億6,464万円を見込んでおります。

なお、給付に要する予算案は、平成26年度当初予算としまして3月定例会に提出させて

いただく予定でございます。

以上、「臨時福祉給付金について」の御説明を申し上げました。  
よろしくお願いたします。

◎中山裕司委員長

はい、どうも。ただいまの報告につきましては報告案件でございますので、本件についてはこの程度で終わりたいと思います。

### 【子育て世帯臨時特例給付金について】

◎中山裕司委員長

次に、「子育て世帯臨時特例給付金について」の御報告を願います。  
こども課長。

●古布こども課長

「子育て世帯臨時特例給付金について」御説明申し上げます。資料11をごらんください。  
この給付金は、国において、消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、総額1,271億円の給付措置を行うこととされ、市町村に対して給付費及び事務費の補助を行うとされたものでございまして、児童手当の上乗せではなく、先ほどの臨時福祉給付金と類似の給付金として給付するものでございます。

支給対象者となるのは、項目4にございますように、基準日である平成26年1月1日における平成26年1月分の児童手当の受給者であって、その平成25年中の所得が児童手当の所得限度額に満たない人が対象となります。なお、ただし書きにあります3つの場合に該当する人も、支給対象となります。

対象児童は、支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童を基本とし、臨時福祉給付金の対象者又は生活保護の被保護者でない児童でございます。

給付額は、対象児童1人につき1万円、1回限りとされております。

支給時期についてですが、給付の申請受付開始は、平成26年度分の市民税に係る所得情報の把握ができ、給付体制が整い次第早急にとされております。給付の申請期限は、給付開始から3カ月以上6カ月以内とされております。

財源は、事務費を含めて全額国庫負担となります。

対象児童数は、1万4,020人程度、給付費総額は、1億4,020万円を見込んでおります。  
なお、給付に要する予算案は、平成26年度当初予算として3月定例会に提出させていただく予定でございます。

以上、子育て臨時特例給付金について御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

◎中山裕司委員長

はい、どうも。ただいまの報告につきましては報告案件でございますので、本件についてはこの程度で終わります。

## 【指定ごみ袋の価格変更について】

◎中山裕司委員長

次に、「指定ごみ袋の価格変更について」の報告を願います。  
清掃課長。

●出口清掃課長

それでは、「指定ごみ袋の価格変更」につきまして、御説明させていただきます。

資料7をごらんください。

まず、1の経過でございますが、指定ごみ袋制度の導入につきましては、旧二見町が平成13年6月に試行し、平成14年1月完全実施、旧小俣町は平成13年7月試行し、平成14年4月完全実施、旧伊勢市と旧御菌村が平成14年10月に試行し、平成15年4月から完全実施をしております。

導入目的でございますが、①としまして、燃えるごみの資源物の混入防止、ごみの減量と分別・資源化の推進、②としまして、危険物の混入防止による収集時やごみ処理施設での事故防止、③日常生活からのごみ・家庭系と事業活動から生じる・事業系との区分化をすることでございます。

過去の推移でございますが、いずれも消費税抜き価格で10枚入りで、平成17年度は大袋45リットルが卸価格55円、希望小売価格70円、中袋30リットルが卸価格39円、希望小売価格が50円、小袋15リットルが卸価格27円、希望小売価格が35円であり、平成18年度、19年度は平成17年度と同額でありました。平成20年、21年度は大袋卸価格が67.4円、希望小売価格が83円、中袋卸価格が48.2円、希望小売価格が60円、小袋卸価格が32.6円、希望小売価格が41円でありました。また、平成22年、23年度は大袋卸価格が59.6円、希望小売価格が75円、中袋卸価格が41.8円、希望小売価格が54円、小袋卸価格が28.6円、希望小売価格が37円でありました。

2の価格の変更でございますが、指定ごみ袋の業務委託契約が平成24年、25年の2カ年としておりまして、本年度末で契約が終了する予定となっております。

現在の価格は、平成22年、23年度と同額で、大袋が卸価格59.6円、希望小売価格が75円、中袋が卸価格41.8円、希望小売価格が54円、小袋が卸価格28.6円、希望小売価格が37円でございます。

新年度の指定ごみ袋の業務委託でございますが、本年4月1日から、安定供給・新規の価格設定のため、昨年9月議会において債務負担行為をお認めいただき、12月17日に入札が行われ、落札業者、卸価格が決定をいたしました。入札参加業者は2社で、有限会社堀松商店が落札し、卸価格につきましては大袋90円、中袋62円、小袋39円となりました。希望小売価格につきましては、前回と同様の手数料を上乗せをしまして、大袋が105円、中袋が70円、小袋が47円とさせていただきます。

3の変更理由でございますが、円安、原料であります石油価格の高騰による卸価格の上昇であることを御理解賜りますようお願いいたします。

なお、「文字の色」につきましては、旧価格の袋と新価格の袋を区別する目的から色の変更をする予定として考えております。

市民の方へのお知らせとしましては、アイティービーを利用しての放映及び3月15日号の広報いせへの掲載等をさせていただき予定でございます。

以上、「指定ごみ袋の価格変更」につきまして、御説明とさせていただきます。なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。ただいまの報告につきましては報告案件でございますけれども、どうも発言があるようでございますので、発言を認めます。

はい、岡田委員。

○岡田善行委員

ちょっと聞きたいんですが、報告案件ですので簡潔に終わりますが、前回のごみ袋の値下げのときにも、一応言わせてもらったんですが、こういう原油価格、また円安等、そういう為替レート、そういうものでこういう袋を変えていくっていうのはどうなんかっていうことを言わせてもうて、そのときは、まあそうしますと言われたんですが、今後もずっとこういう考えでやってくんかどうか、そこだけお聞かせください。

◎中山裕司委員長

はい、清掃課長。

●出口清掃課長

基本的には、製造価格によりまして近い額で設定をさせていただいてます、ただ今後につきましては、他市の状況も研究していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

◎中山裕司委員長

はい、岡田委員。

○岡田善行委員

わかりました。

他市のも考えてっていうことは、変える可能性もあるということとおきまします。

確かに原油価格は22年度で1バレル70ドルあたり、今やとたぶん、110ドル、120ドルくらいになってます。またこれから上がっていくということになってますので、実際この今の袋で業者さんが、ある程度の幅を持ってやっていけるようにやってると思うんですが、たぶんこちら辺っていうのが一番難しくなってくると思うんですよ、やっぱり2年ごとこう変えてまた住民に説明、また安くなった、説明っていうのはおかしくなるとお思いますので、やはりごみ袋っていうのも、受益者負担っていうのも考えないかんので、ある程度の幅

を持ってやっていけないと思っております。

その点だけ答えだけ、お願いできますか。

◎中山裕司委員長  
課長。

●出口清掃課長

先ほどと一緒に価格変動というのがございますので、その辺は勘案しながらやっていきたいと思えます。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい、ほかございませんか。

それでは、この程度で本件につきましては、終わっておきたいと思えます。

### 【倉田山公園野球場リニューアルについて】

◎中山裕司委員長

次に、「倉田山公園野球場リニューアルについて」の御報告をお願いいたします。

はい、副参事。

●中村生涯学習・スポーツ課副参事

「倉田山公園野球場リニューアルについて」を、御報告申し上げます。

資料8を御高覧賜りますようお願いいたします。

まず、資料1ページをごらんください。従来の倉田山公園野球場の経過をまずお示ししてあります。倉田山公園野球場の改修工事につきましては、昨年度から工事を開始し、使用者、大会関係者、観戦者が快適に利用できるよう、関係団体とも協議を重ね改築を行いました。

次に、資料2ページをごらんください。主な内容としましては、スタンド改修、グラウンド改修、スコアボード改修を行いました。

まず、スタンド改修につきましては、観客席数が8,200席から1万席を超える数になり、内外野スタンドにおきましては法面から階段状にすることで、より観戦しやすくなりました。改修の効果としましては、使用者及び大会運営の利便性の向上や観戦者の安全対策を図ることができます。

次に、グラウンド改修におきましては、県内初の全面人工芝グラウンドにすることにより、使用者や選手が安全にプレーすることができるだけでなく、天候の影響を受けにくいことや芝生の養生期間が不要なことから利用可能日数をふやすことができます。

次に、スコアボードの改修につきましては、フルカラーLEDのスコアボードを採用したことにより、得点や選手名だけでなく、さまざまな映像表示ができるようになり、大会が盛り上がり、観客の皆様にも楽しんでいただけることと思えます。まことに申しわけございませんが、資料のページが大きく飛びますが、資料の10ページをごらんください。

スコアボードのさまざまな表示例を10ページに載せさせていただきました。下の4枚の写真がパターンの切り替えによりまして、さまざまな映像を表示することができる表示例となっております。

また、資料のほう戻っていただきまして、続きまして、メインスタンドの内部について御説明いたします。

資料の3ページをごらんください。これはメインスタンドの外観及び出入口です。メインスタンドには車椅子用の観覧スペースも設置されており、エレベーターで直接スタンドに上がれるようになっております。また、球場の外側には沢村栄治氏と西村幸生氏の像も内野スタンド入口付近に場所を変えて整備して設置しております。

次に、資料の4ページ、5ページをごらんください。これは、メインスタンド1階の各施設でございます。ロビーに管理事務所を設置し、予約手続きや料金の支払いなど野球場に関する全ての事務手続きが行えるようにしました。

続きまして、資料の6ページをごらんください。メインスタンドの下の部分に室内練習場を新たに設置しました。また、選手更衣室も1塁側・3塁側それぞれに各2室を備え、その間にシャワー室を設置し、大きな大会の際にも選手の入れ替えがスムーズに行えるようになりました。

資料の7ページから9ページにかけては、メインスタンドの内部や観客席及びグラウンドの様子でございます。

最後に、改修を記念しまして開催する「リニューアルオープンイベント」でございますが、資料の11ページの表をごらんください。3月10日のオープニングセレモニー、プロ野球オープン戦を始まりとして各協力団体による大会やイベントを実施してまいります。このイベントを通して、利用団体の皆様から一般市民の方にも新しくなった野球場を体験していただき、これからの利用促進につなげていきたいと考えております。

以上、「倉田山公園野球場リニューアルについて」御報告申し上げます。

なにとぞ、よろしく願いいたします。

#### ◎中山裕司委員長

ただいまの報告につきましては報告案件でございますが、何か御意見がございましたら承りたいと思っておりますが、ございませんか。

よろしいか。ないようでございますので本件についてはこの程度で終わります。

#### 【救急ワークステーションの試行運用について】

#### ◎中山裕司委員長

次に、「救急ワークステーションの試行運用について」の報告を願います。

はい、総務課長。

#### ●坂口消防総務課長

それでは、「救急ワークステーションの試行運用について」御説明させていただきます。資料9の1ページをごらんください。

まず、救急ワークステーションの概要でございます。救急ワークステーションとは、救

急車と救急救命士を含む救急隊員を病院に派遣又は常駐させて、平常時は病院実習を行い、緊急時は、病院から救急出動する体制でございます。

運用方式には、曜日と時間帯を定めて、救急隊を病院に派遣する「病院派遣型」と、病院内に消防機関の機能を持たせた救急隊の拠点となる施設を設置し、救急隊が常駐する「施設設置型」があります。

次に、目的でございます。1点目としまして、「ア」の救急救命士、救急隊員の研修・教育拠点の確立でございます。救急隊員の教育拠点として、医師から直接教育を受けることで救急救命士等のレベルアップを目指します。

2ページをお開きください。

2点目としまして、「イ」の病院と消防本部との連携強化が図られます。

そして、3点目としまして、「ウ」の救急隊員と医師との連携強化にもつながり、医師から直接指示、助言を受やすくなります。

結果としまして、「エ」の救急救命士、救急隊員のレベルアップを図り、病院と医師との連携を強化し、質の高い救急サービスを市民に提供することができます。

次に、全国の運用状況でございます。平成24年度現在、全国791消防本部中、57消防本部が運用を行っており、そのうち77.2%が病院派遣型でございます。

3ページをごらんください。

三重県内の運用状況でございます。平成25年1月から四日市市消防本部が市立四日市病院と、また、平成25年5月から亀山市消防本部が市立医療センターと病院派遣型の救急ワークステーションの試行運用を開始しています。

また、津市消防本部と三重大付属病院においても、平成26年度の試行運用に向けて準備、検討しているとの報道発表がされたところでもあります。

4ページをごらんください。

救急ワークステーションの運用が広まっている背景でございます。

その1番目としまして、救急件数は、毎年、過去最多を記録しています。平成25年中は7,550件となっております。総務省消防庁は、人口は減少する局面に入っているが、高齢化が進み、急病や転倒などで搬送されるお年寄りが多くなることから、平成35年ごろに、出動件数がピークに達すると予測しています。また、出動件数の増加に伴い救急車の現場到着は年々遅くなっており、さらに件数がふえれば助かる命が失われるおそれがあると警告しています。

当消防本部の救急救命士の確保につきましては、消防職員から養成するとともに、救急救命士の資格者採用を初め、その充足に努めています。

5ページをごらんください。

背景の2番目でございます。「救急救命士の救命処置の推移」としまして、救命処置が拡大されています。当初においては、半自動式除細動器による除細動と、食道閉鎖式による気道確保と、薬剤を用いた静脈路確保の3行為でありましたが、その後、気管挿管、アドレナリン投与、自己注射が可能なエピネフリン製剤の使用が認められ、さらにビデオ喉頭鏡の使用が可能となるなど、7行為にまで拡大されています。

また、現在、ブドウ糖溶液投与、心肺機能停止前の静脈路確保といった処置が拡大される見込みであります。救急救命士のこれらの救命処置は、医師の指示が必要であり、また、

その行為を検証して、その質を担保するメディカルコントロールのもとに実施されなければならない、そのため、下の表の「救急救命士資格取得後の就業前教育」、「救急救命士の就業後の再教育」、「医学的事後検証」といった教育訓練が課せられています。

6 ページにつきましては、救急隊の配置状況でございます。

神田久志本町にあります本署及び、御菌、小俣分署に専任の救急隊を配備しています。配置人員につきましては、下の表のとおりでございます。

7 ページをごらんください。

背景の3番目としまして、救急業務の課題でございます。

まず、「ア」の「増加する救急要請への対応」です。今後も救急要請は増加し、65歳以上の搬送者の増加が顕著となっています。また、同一地域での救急要請が重複し、遠方の救急隊の出動が、年々増加し、現場到着時間の延伸が懸念されるところであります。

次に「イ」の「救急救命士教育研修体制の確立」でございます。

救急救命士の高度な知識・技術を保持し質を担保していくため、就業後の再教育の一環として、2年間に128時間以上の病院実習・研修等が課せられています。そのため、これらの実習、研修の体制を確立しなければなりません。

次に「ウ」の「救命処置拡大への対応」でございます。

救急処置範囲は年々拡大され、今後もさらに拡大される予定であります。

次に8ページ「エ」の「救急救命士教育派遣中の現場活動要員の確保」でございます。

現在、病院実習等は勤務中に派遣しており、現場活動要員の確保に苦慮しています。また、救急救命士が増加するほど病院実習等に派遣する回数も増加します。さらに、救命処置が拡大されれば、新たな資格認定のための病院実習等への派遣が必要となります。これらのことから当消防本部においても、昨年より、市立伊勢総合病院と救急ワークステーションの運用について、協議、検討を重ねてまいりました。市立伊勢総合病院の御理解と御協力により、試行運用を実施する方向で話しがまとまってまいりました。

試行運用の概要につきましては、下の表のとおりでございます。運用方式は、病院派遣型とします。

運用開始でございますが、平成26年4月中旬ごろからを検討しています。

運用日は、週1回、祝祭日を除く火曜日の午後1時から5時までとしています。

傷病者の収容病院は、市立伊勢総合病院を基本としています。

医師の同乗については、今後の検討課題となります。

派遣する救急車は、本署に配備している救急車としています。

派遣する救急隊員は、各所属の救急救命士等をローテーションで派遣します。

出動指令は、PHS電話及びファックスを整備して救急隊に指令することとしています。

出動区域は、派遣隊の本署管内及び他管内への応援出動としています。

病院実習内容は、救急外来、病棟における処置介助、看護実習、各種手術・検査の見学等のうち、出動に支障のない実習を行うこととしています。

今回の救急ワークステーションに係る施設、設備の整備費としまして、PHS電話機、ホームファックス等で合計41万円を見込んでいます。

救急車の配備場所及び救急隊員の待機室並びに病院実習の内容については、10ページ以降の別紙のとおりでございます。

以上、「救急ワークステーションの試行運用について」御説明させていただきました。  
よろしく申し上げます。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの報告につきましては報告案件でございますので、本件についてはこの程度で終わりたいと思います。

### 【二見生涯学習センター使用料について】

◎中山裕司委員長

次に、「二見生涯学習センター使用料について」の御報告を願います。  
スポーツ課長。

●中川生涯学習・スポーツ課長

それでは、「二見生涯学習センター使用料」につきまして、御報告を申し上げます。  
資料12を御高覧賜りますようお願いいたします。

先の平成26年1月市議会臨時会、「議案第2号 伊勢市立公民館条例等の一部改正」の審議の中、第8条伊勢市生涯学習センター条例の一部改正での答弁で、二見生涯学習センター「別表第3」の使用料につきまして、「内税」と答弁をいたしました。二見生涯学習センターにつきましては「別表第3備考」におきまして、「外税」となっておりました。訂正しお詫びを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

なお、使用料徴収につきましては、使用料に消費税を加算した額を徴収しております。

次に、提案させていただきました使用料につきまして、御説明をさせていただきます。

提案させていただきました使用料の改正につきましては、「別表第3」の使用料が消費税が含まれていない税抜き額であるところを、消費税が含まれている内税価格と誤り算出をしておりました。

一例といたしまして、研修室の午前9時から正午までの使用料を510円といたしました算出根拠でございますが、改正前の研修室の同時間の使用料は税抜き500円で、本来ですとその額に8%の消費税40円を加算し540円となります。

ところが、改正前の使用料を内税と誤ったことによりまして、500円を税抜き額に割り戻し、その額に8%の消費税を加算し、端数処理を行いまして510円といたしました。

重ねてお詫び申し上げますとともに、再度改正の議案につきまして、提出させていただきたいと存じます。御迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、「二見生涯学習センター使用料」につきまして、御報告を申し上げます。なにとぞ、よろしくお願ひいたします。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの報告につきましては報告案件でございますので……。

はい、どうぞ。

○鈴木豊司委員

すいません、前回ですね、条例審査の中で質問させてもらっておりますので、少し発言させていただきたいと思います。

先ほど、報告を受けたわけですが、初めに私のほうから訂正とお詫びを申し上げたいと思うんですが、前回のときに、7年前のお木曳きの例を上げさせてもらいました。それは、使用させていただいた施設が生涯学習センターではなくって、老人福祉センターであったということ。

それとですね、この条例改正に関しまして、先ほどの報告では内税方式を、外税を内税と誤って算出をしたという報告で、実際は消費税3%の時代から一貫して、現場では外税方式をとっていただいていたということでございます。

私は臨時会の前に、この金額表記につきまして疑問を持ちまして、当局でお尋ねをいたしましたところを、先ほどの説明のような形で、内税方式をとっており、条文の規定が間違いだというようなことでございましたし、その委員会での冒頭でも、そのことには、否定をされませんでした。したがって、その説明をですね、100%信じまして、従来の規定どおりに事務処理をとってもらうのはいかなものか、というようなことも御指摘をさせていただいたんですが、今回の報告内容がですね、180度変わってきたということは残念に思うんですけど、生涯学習センター実際に関わっていただいていた職員の皆さんには大変不愉快な思いをさせたのかなというふうに思っておりますので、その点はお詫びさせていただきたいと思います。

今回の報告でございますが、消費税の導入方式の誤り、単なる計算誤りであったというようなことで受けとめをさせていただいたわけでございます。

なるべく初めの段階でですね、そのような説明がなかったのか、また、誤りに気がつかなかったのかということが非常に疑問に感じるわけでございます。それ以上にですね、条例改正の手順であるとか、チェック体制、そちらに問題がなかったのかなというふうに思っているところでございます。

言い方をかえますと、今回のね教育委員会から報告なのか、単なる算出方法の間違ひだけではないように思っております。その辺を全く触れていただけてもらってないので、今一度ですね、その辺も十分検証もしていただいて、二度とこのようなことがないように、慎重に対応していただきたいなとそんなふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎中山裕司委員長

はい、ほかにございませんか。

はい、ないようでございますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で、御協議願います案件は全て終わりました。

これをもちまして、協議会を閉会させていただきます。

どうも、ありがとうございました。

閉会 午後0時07分